

第8章 受水槽

8.1 受水槽の設置

給水設備の構造及び材質に不備がある場合は、需用者の不安を惹き起こし、衛生上また機能上の問題を生ずるおそれがあるので、建築基準法施行令第129条の2に定めるもののほか、この基準に定めるところによる。

[解説]

1. 受水槽は、寒冷地の観点から屋内に設置することが望ましい。
2. 水道水と井戸水を併用する場合は、受水槽を別々に設けることが望ましい。
やむを得ず併用する場合は、配水管に影響を及ぼす構造としてはならない。

8.2 受水槽の構造

受水槽の構造は、ボールタップ・オーバーフロー管・通気管等を備え、建築基準法等に適合した構造とすること。

[解説]

1. ボールタップは、吐水口空間を確保し、受水槽上部のマンホールに接近した位置に設けること。また、故障や修理の際に容易に操作できるところに止水用具を取付け、必要に応じて衝撃器具を設けること。

吐水口空間

呼び径	越流面から給水栓までの高さ (A)	側壁と給水栓吐水口中心との距離 (A)
13mm	25mm以上	25mm以上
20mm	40mm以上	40mm以上
25～50mm	50mm以上	50mm以上
75mm以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

2. オーバーフロー管は、吐水口空間の確保のため設けるものであり、流入量等を考慮して決定すること。また、オーバーフロー管と排水管は別々に間接排水とするとともに、衛生上の観点から開口部に防虫網を取り付けること。
3. 通気管は、衛生上の観点から開口部に防虫網を取付けること。
4. 受水槽上部のマンホールは、直径60cm以上とし、周囲から10cm以上立ち上げて設け、防水パッキン入り、施錠付きとすること。
5. 故障及び事故等の未然防止を行うため、高水位・低水位警報装置を設置すること。

6. 受水槽の材質は、十分な強度、耐久性を有し、水槽内の水が汚染されないもので、かつ保守点検が容易に行えるものとし、受水槽上部空間に、排水管・空調配管等の配管をしないこと。
7. 受水槽への配管には、流入調整用バルブを取り付け、断水時の濁水を排出する給水用具をメーター以降に設置すること。

8.3 貯水槽水道の管理

管理者の責任（条例第25条の2）

管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規程する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認められるときは、当該貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができる。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理の状況その他貯水槽水道に関する情報を提供するものとする。

[解説]

1. 貯水槽水道とは、ビルやマンションなどの建物で、水道事業者から供給される水を一旦受水槽に貯め、ポンプで直接あるいは屋上などにある高置水槽に送ってから、利用者に給水する施設をいい、受水槽に入るまでの水質は水道事業者が管理しますが、受水槽以降はその設置者（建物の所有者）が責任をもって管理するものである。

【貯水槽水道の区分】

区 分	受水槽容量（有効容量）
簡易専用水道	10m ³ を超える受水槽
小規模貯水槽水道	10m ³ 以下の受水槽（シスタンは除く。）

【設置者の管理責任】

項 目	基 準
受水槽などの清掃	1年に1回以上、水槽の清掃を定期的に行うこと。
受水槽などの点検	汚水などによって水が汚染されていないか、水槽状態や周囲の状況を定期的に点検すること。
水質検査の実施	1年に1回以上、蛇口から出る水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の検査を定期的に行うこと。
緊急時の措置	異常発生時には、給水停止するとともに、利用者に事故の状況を知らせること。

【水質検査項目】

項 目	基 準
一般細菌	集落数100個/ml以下であること。
大腸菌	検出されないこと。
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下であること。
塩素イオン	200mg/l以下であること。
有機物（過マンガン酸カリウム消費量）	10mg/l以下であること。
PH値	5.8以上8.6以下であること。
味	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。
色度	5度以下であること。
濁度	2度以下であること。

※ 水槽の清掃業者については、知事登録業者に依頼し、清掃業者より報告された「清掃報告書」を保管すること。

2. その他

- (1) 受水槽に給水する場合、配水管及びメーターに急激な負荷がかかると予想されるときは、定流量弁などを使用し、その負荷を軽減すること。
- (2) 受水槽室には、故障時の修理依頼先、ポンプの操作方法、配管系統図、その他の注意事項等を記入した標示板を設置すること。
- (3) 通水時には、受水槽及び配管内を洗浄し、水質基準に適合していることを確認してから給水するように指導すること。
- (4) 受水槽への水張り時は必ず局に連絡すること。
- (5) 受水槽以下の給水設備の維持管理については、使用者又は所有者の責任であることを徹底すること。
- (6) 受水槽以下の給水設備であっても、将来、直結給水が可能と判断される場合には、給水装置と同様の手続きに従って施工するように指導すること。
- (7) 一受水槽から、家事用として4世帯以上の使用のある場合は、所定の手続きによって各戸検針にすることができるので、該当する施設の所有者又は使用者に、その旨を通知すること。
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管理法）では、延べ床面積が3,000㎡以上の特定建築物の給水設備について、給水栓における残留塩素の検査を7日以内に、また受水槽の掃除を1年以内（法第3条第7項のただし書参照）に、水質試験を6か月以内に、それぞれ1回、定期的に行うことを設置者に義務づけている。

上記以外の建築物であっても飲料水としての衛生上の安全を図るため、上記と同様の配慮が必要である。